

## 物品に係る入札参加資格審査の質問集(Q&A)

**Q1 上田地域広域連合や上下水道局にも入札参加資格審査申請をしたいが、どうすればよいか。**

A1 上田市あての入札参加資格審査申請は、上田地域広域連合や上田市上下水道局の入札参加資格審査申請を兼ねています。上田市あての入札参加資格審査申請書を提出していただければ、上田地域広域連合や上田市上下水道局発注の入札・見積に参加できます。

**Q2 市区町村民税・固定資産税を別の市区町村で払っているため、上田市の完納証明書が出せない。**

A2 上田市に納税義務がある場合のみ提出してください。それ以外は、支払っている市区町村の完納証明書の提出は必要ありません。

**Q3 委任先が上田市にない場合で、本社と委任先両方の市区町村民税納税証明書が出せるが、どちらの証明書を出したらよいか。**

A3 上田市に納税義務がない場合は、市区町村民税の証明書の提出は必要ありません。よって、この場合、どちらの証明書も必要ありません。

**Q4 上田市の完納証明書はどこで発行しているか。**

A4 発行先は、収納管理課(本庁舎2階)又は、各地域自治センター市民サービス課になります。受付期間終了間際になりますと、各窓口の混雑が予想され、長時間お待ちいただくこともありますので、早めの申請をお願いします。  
なお、法人の場合、代表者以外の方が証明を申請する場合は、代理人選任届書(様式は当ホームページへ掲載)が必要となりますので御注意ください。  
詳しくは、収納管理課(Tel0268-23-5117)にお問い合わせください。

**Q5 個人業者であるが、身分証明書はどこで発行しているか。**

A5 本籍地のある市区町村で発行しています。上田市の場合は、市民課(本庁舎1階)又は、各地域自治センター市民サービス課で発行しています。

**Q6 長野県外の業者であるが、事業税の納税証明書はこの都道府県のもを提出すればよいか。**

A6 本店所在地(委任先がある場合は委任先所在地)の納税証明書(法人事業税又は個人事業税)を提出してください。

**Q7 納税証明書、現在事項全部証明書、身分証明書、営業許可・認可等の証明書はコピーでよいか。**

A7 コピーで結構です。

**Q8 消費税は課税されていないがどうしたらよいか。**

A8 消費税及び地方消費税が非課税という証明書を税務署で発行していますので、それを提出してください。

**Q9 法人税の証明書は必要ないか。**

A9 提出の必要はありません。

**Q10 納税証明書(完納証明書)は、いつ発行したものから有効か。**

A10 発行年月日が提出日前3か月以内のものを提出してください。

**Q11 現在事項全部証明書の住所と会社の所在地が異なるが、どちらの住所を書いたらよいか。**

A11 営業実態のある住所をお書きください。登記上の住所は( )書きで併記してください。

**Q12 営業品目一覧表で分類できない品物を扱っているが、どうしたらよいか。**

A12 営業品目一覧表の営業品目がない場合は、近い種別の「その他」に分類してください。

**Q13 「業務実績」「商品・サービスのPR等」欄には、どのようなことを記載したらよいか。**

A13 「業務実績」は官公庁との取引実績を記載してください。「商品・サービスのPR等」は、会社・商品・サービスについてどんなことでも記載していただいて結構です。

**Q14 役務や業務委託についても入札参加資格審査申請書の提出は必要か。**

A14 上田市が行う役務・業務委託(建設工事に係る測量・調査・設計及び工事監理の業務を除く)の入札・見積に参加を希望する方は、「上田市物品入札(見積)参加資格審査申請書」を提出してください。

**Q15 給食センターの食材の取引を希望している。**

A15 この申請をしても、給食センターの食材の取引に参加することはできません。給食センターの食材に関しては、給食センターが独自に参加願を受け付けています。詳しくは、第一学校給食センター(0268-22-7084)にお問い合わせください。

**Q16 書類はファイル綴じで提出するのか、綴り順はどのようにするのか。**

A16 書類はファイルやホチキス等で綴じないで提出してください。クリアファイルに挟むかクリップで留める等して、書類がバラバラにならないようにしてください。綴り順は、要領中4ページの「提出書類一覧表」の順番に並べてください。

**Q17 現在事項全部証明書に記載されていない営業品目を記載したい。**

A17 記載できるのは、現在事項全部証明書に記載されているか、その記載から類推される品目となります。  
それ以外の品目を希望される場合は、定款変更を行い、営業品目追加の変更届を提出してください。

**Q18 変更届はどのようなときに提出するのか。**

A18 Q17の営業品目のほか、入札参加資格審査申請書の記載事項に変更があったときに提出していただきます。具体的には次のとおりです。また、変更届の様式については「入札参加資格の変更」のページをご覧ください。

変 更 事 項	添 付 書 類
商号又は名称、所在地	現在事項全部証明書(登記簿謄本)、(委任状)
電話番号・FAX番号	
代表者	現在事項全部証明書(登記簿謄本)(個人の場合は身分証明書)、(委任状)
会社印、代表者印	(委任状)
資本の額又は出資の総額	現在事項全部証明書(登記簿謄本)
営業品目	営業許可・認可等の証明書(法令に基づく営業許可・認可を必要とする営業品目を追加する場合)現在事項全部証明書(登記簿謄本)(定款変更を行い、営業品目を追加する場合)
委任先の変更・新規設定	委任状
委任者、委任先の所在地・電話・FAX番号	委任状
廃業等	
協同組合の構成員	構成員一覧表
合併等による事業の承継	入札参加資格承継承認申請書、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)、事業を承継したことを証する書面(合併協定書、株主総会資料等)、その他必要な書類

**Q19 電力供給(売買)は営業品目としてはどれに該当するか。**

A19 種別番号99その他。品名コード99その他物品製造・販売 業務内容(取扱品目)欄に具体的に記入してください。